

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成30年1月5日（平成30年（行情）諮問第1号）

答申日：平成30年7月9日（平成30年度（行情）答申第166号）

事件名：「資料5」と記された水俣病認定検討会眼科小委員会報告以外に資料番号が付された資料の名称が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書①」及び「本件対象文書②」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月24日付け環保企発第1707243号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

(1) 眼科小委員会が「水俣病認定に関する眼科診断の在り方」を討議したのであれば、水俣病認定検討会においてもこのような討議は行われていることから、処分庁が不存在のため不開示とした資料名、記録等は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。

(2) 疑問でならなかった水俣病認定検討会

平成27年9月26日付けをもって提起された異議申立て（当時）についての決定として、環境大臣（諮問庁）から「決定書」（平成29年2月6日付け環保企発第1702064号）の謄本が届いた。

当該決定書は、「水俣病認定検討会に関し、情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申（平成13年度（行情）答申第145号参照）において、環境省に『水俣病認定検討会眼科小委員会報告』との標題が記された資料が存在し、当該資料は、その記載内容から『水俣病認定検討会第1回眼科小委員会』の検討結果を記載したものである」として、環境省は「水俣病認定検討会眼科小委員会報告」を開示した。

この開示に関して、「第1回眼科小委員会」に関する資料のみが存在していたことに、審査請求人は疑問を感じずにはいられなかった。

(3) 環境省に行政文書の開示請求

環境庁（当時）は、昭和52年7月1日付けで、関係都道府県知事ら宛てに、後天性水俣病の判断条件について（昭和52年7月1日付け環保業第262号環境庁企画調整局環境保健部長通知。以下「52年判断条件」という。）を发出したことから、この日にちなんで、審査請求人は平成29年7月1日付けで、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室に行政文書の開示請求を行った。

当該請求は、「環境大臣（諮問庁）が決定した「決定書」（平成29年2月6日付け環保企発第1702064号）は、「水俣病認定検討会に関し、情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申（平成13年度（行情）答申第145号参照）において、環境省に『水俣病認定検討会眼科小委員会報告』との標題が記された資料が存在し、当該資料は、その記載内容から『水俣病認定検討会第1回眼科小委員会』の検討結果を記載したものである」とした。①「眼科小委員会」は、何回まで開かれたのか。②「眼科」以外に、どのような小委員会があったのか。③環境省が開示した当該報告には、「資料5」とあった。この番号以外の資料名。④当該委員会の報告を受けて、水俣病認定検討会はどのような検討を行ったのか。このときの記録等。の開示を求める。」というものである。

(4) 環境大臣から「開示決定通知書」が届く

環境大臣（処分庁）から平成29年7月24日付け環保企発第1707243号をもつての処分として、法9条1項の規定に基づき、「行政文書開示決定通知書」が届いた。

当該通知書は「不開示とした部分とその理由」があるとして、次のこととした。

③ 環境省が開示した当該報告には、「資料5」とあった。この番号以外の資料名。

④ 当該委員会の報告を受けて、水俣病認定検討会はどのような検討をしたのか。このときの記録等。

については、関係文書を確認できなかったことから不存在のため不開示としました。

(5) 審査請求人の意見として

また、当該決定書は「水俣病認定検討会眼科小委員会報告」に関して、「議題（水俣病認定に関する眼科診断の在り方）について討議」されたものとあった。

そこで、審査請求人の意見を述べたい。

眼科小委員会が、眼科診断の在り方を検討したのであれば、水俣病認定検討会においてもこのような討議は行われていることから、処分庁が不存在として不開示とした本件請求③及び④（別紙の1の③及び④）に関する行政文書は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを求める。

(6) 結論

よって、審査請求人は環境大臣に対して審査請求をすることにした。

(7) 最後に

今もなお、52年判断条件によって切り捨てられた多くの水俣病認定申請者が苦しんでいることから、当該条件を策定した「水俣病認定検討会」のずさんさを明らかにするために、審査請求人は審査請求をすることにしたのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成29年7月1日付けで、別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書①」ないし「本件請求文書④」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月3日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年7月24日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成29年10月15日付けで、諮問庁に対して原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月16日付けでこれを受理した。
- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件請求文書③及び④については、関係文書を確認できないことから不存在のため不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

本件審査請求は、③環境省が開示した当該報告には、「資料5」とあった。この番号以外の資料名。（本件請求文書③（本件対象文書①））、④当該委員会の報告を受けて、水俣病認定検討会はどのような検討を行ったのか。このときの記録等。（本件請求文書④（本件対象文書②））である。

平成29年10月15日付け本件審査請求を受け、改めて処分庁におい

て環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を行ったが該当する文書の存在は認められなかった。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月28日 審議
- ⑤ 同年7月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書①及び②については、「調査囑託について」（平成10年3月19日付け環企第87号環境庁企画調整局長。水俣病認定検討会の開催期日等が記載された大阪高等裁判所第三民事部裁判長裁判官からの調査囑託に対する回答書。以下「大阪高裁調査囑託回答書」という。）を特定して開示するとし、本件対象文書①及び②については、関係文書を確認できないことから不存在のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分のうち本件対象文書に関する部分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書①（別紙の2の①）について

ア 本件対象文書①は、過去に審査請求人が行った別件開示請求により環境省が開示した、「資料5」の資料番号が付された「水俣病認定検討会眼科小委員会報告」以外の資料名が記載された文書の開示を求めるものと解される。

イ 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書③に該当する文書（本件対象文書①）については、関係文書を確認できないことから不存在のため不開示とした旨説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書①について更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 水俣病認定検討会を開催する上で、「資料5」の資料番号が付された資料が存在しているということは、当時、資料5以外の何らか

の文書を作成・取得していたとも考えられるところ、原処分当たり、本件請求文書③に該当する文書の保有について、環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を実施したが、本件対象文書①の存在は確認できなかった。

(イ) 上記(ア)のとおり、本件対象文書①の存在は確認できなかったところ、仮に何らかの文書を作成・取得していた場合は、環境庁文書管理規程(昭和49年環境庁訓令第12号。以下「文書管理規程」という。)別表第8に掲げる文書保存類別基準表の「第4類に属する文書(5年保存)」の「(5)審議会への諮問又は審議会等の答申若しくは建議に関する文書(第1類に属するものを除く。)」に該当することとなり、その保存期間は5年と定められていることから、本件開示請求時点においては、既に廃棄されている。

過去の諮問事件(平成13年度(行情)答申第145号に係る事件)に関して説明しているとおおり、この水俣病認定検討会の担当者のメモがつづられていたと思われるファイルについては、法施行(平成13年4月1日。以下同じ。)前の時点で既に廃棄されたものと推測される。

(ウ) したがって、環境省において本件対象文書①は保有していない。
ウ 当審査会において、上記イ(イ)の過去の諮問事件に係る答申(平成13年度(行情)答申第145号)の内容を確認したところ、諮問庁が上記イ(イ)と同様の説明をしていることが確認された。

また、諮問庁から文書管理規程の提示を受けて確認したところ、文書の保存期間についても諮問庁の上記イ(イ)の説明のとおりであることが認められる。

これらを踏まえると、上記答申において指摘されているとおおり、上記イ(イ)の水俣病認定検討会の担当者のメモがつづられていたと思われるファイルは、作成等に関与した職員個人のメモ等というよりも、組織としての共用文書の実質を備えた重要な文書といい得るものであって、その保存・廃棄の状況が明確でないことは文書管理上問題があったといわざるを得ないとしても、環境省において、現時点では本件対象文書①を保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを否定するに足りる事情はない。

また、本件審査請求を受けて行ったとする上記第3の3の探索の範囲も不十分とはいえない。

エ 以上より、環境省において本件対象文書①を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書②(別紙の2の②)について

ア 本件対象文書②は、水俣病認定検討会眼科小委員会の報告を受けて、

同検討会はどのような検討を行ったのか。このときの記録等である。

イ 諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件請求文書④に該当する文書（本件対象文書②）については、関係文書を確認できないことから不
存在のため不開示とした旨説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書②について更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 本件請求文書①及び②に該当する文書として特定し開示した大阪
高裁調査嘱託回答書において、環境庁（当時）は、水俣病認定検討
会の各会議（全体会議、神経症状小委員会、耳鼻科小委員会及び眼
科小委員会）について、「各会議における会議録（又は議事録）は
作成していない。また、資料については、確認できなかった。」旨
報告をしている。

過去の諮問事件（平成13年度（行情）答申第145号に係る事
件）に関して説明しているとおおり、この水俣病認定検討会の議事
録・会議録は作成されておらず、担当者のメモがつづられていたと
思われるファイルについても、法施行前の時点で既に廃棄されたも
のと推測される。

(イ) 原処分に当たり、本件請求文書④に該当する文書の保有について、
環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を実施したが、
本件対象文書②の存在は確認できなかった。

(ウ) したがって、環境省において本件対象文書②は保有していない。

ウ 当審査会において、上記イ（ア）の過去の諮問事件に係る答申（平
成13年度（行情）答申第145号）の内容を確認したところ、諮問
庁が上記イ（ア）と同様の説明をしていることが確認された。

これを踏まえると、上記（1）ウ記載のとおり、上記イ（ア）のフ
ァイルの保存・廃棄の状況が明確でないことは文書管理上問題があ
ったといわざるを得ないとしても、環境省において、現時点では本
件対象文書②を保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合
理とはいえず、これを否定するに足る事情はない。

また、本件審査請求を受けて行ったとする上記第3の3の探索の範
囲も不十分とはいえない。

エ 以上より、環境省において本件対象文書②を保有しているとは認め
られない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは
ない。

4 付言

本件行政文書開示決定通知書には、不開示とした理由について、「関係

文書を確認できないことから不存在のため」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が不存在であるという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 本件請求文書

環境大臣（諮問庁）が決定した「決定書」（平成29年2月6日付け環
保企発第1702064号）は、「水俣病認定検討会に関し、情報公開・
個人情報保護審査会の過去の答申（平成13年度（行情）答申第145号
参照）において、環境省に『水俣病認定検討会眼科小委員会報告』との標
題が記された資料が存在し、当該資料は、その記載内容から『水俣病認定
検討会第1回眼科小委員会』の検討結果を記載したものである」とした。

- ① 「眼科小委員会」は、何回まで開かれたのか。（本件請求文書①）
- ② 「眼科」以外に、どのような小委員会があったのか。（本件請求文
書②）
- ③ 環境省が開示した当該報告には、「資料5」とあった。この番号以
外の資料名。（本件請求文書③）
- ④ 当該委員会の報告を受けて、水俣病認定検討会はどのような検討を
行ったのか。このときの記録等。（本件請求文書④）

の開示を求める。

2 本件対象文書

- ① 環境省が開示した当該報告には、「資料5」とあった。この番号以外
の資料名。（本件対象文書①）
- ② 当該委員会の報告を受けて、水俣病認定検討会はどのような検討を行
ったのか。このときの記録等。（本件対象文書②）